

議案第10号

損害賠償額の決定及び和解について

次のとおり損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年9月2日提出

大網白里市長 金坂昌典

1 事故内容

令和4年1月5日午後4時11分頃、市職員が運転する公用車が白里出張所から右折で道路に出る際、右側から来た相手方の車両と衝突し、相手方の身体に損害が生じた。

2 相手方

3 損害賠償額

1,553,796円

4 和解条件

- (1) 過失割合は、市90%、相手方10%とする。
- (2) 市は、相手方に対し、上記3の自己責任額を支払う。
- (3) 市及び相手方は、本件に関しては、上記の事項を除いては一切の債権債務がない。